

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年11月18日(水)午後3時から午後3時55分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	8番	郡司武幸	委員
9番	今井睦子	委員	10番	石田利之	委員
11番	大木丈雄	委員	12番	伊藤栄治	委員
13番	椎名正和	委員	14番	山崎幸治	委員
15番	伊藤喜信	委員	16番	久古浩二	委員
17番	大木寛	委員	18番	渡邊弘仁	委員
19番	熱田幸子	委員	20番	川口京子	委員
21番	太田忠治	委員	22番	菱木信治	委員
23番	大木一夫	委員	24番	石井敏雄	委員
25番	椎名勝英	委員	26番	鈴木正夫	委員
27番	伊藤定夫	委員			

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第4号 農地買受適格証明願について 6件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成27年11月定例農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、7番石毛甲子男委員、10番石田利之委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定についての番号1番と、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定についての番号5番について、申請者より11月17日付けで周辺土地利用検討のため、申請の取下願いが提出され、同日受理いたしましたので報告します。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号1番から8番までは所有権移転に関する件、番号9番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から9番までを議案書を基に朗読】

番号1番から9番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

27番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしています。譲受人と譲渡人は姉と弟の関係で遠方に住居を構えたため耕作できないので姉に贈与するものです。譲受人の実家が本申請農地の地区内にあり実家の農機具を利用しながら耕作を行うとのこと。労働力、所有農機具からみても問題ないと思われま。

14番 　　番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても問題ないと思われま。

11番 　　番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても問題ないと思われま。

10番 　　番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても問題ないと思われま。

1番 　　番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても問題ないと思われま。

9番 　　番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても問題ないと思われま。

4番 　　番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても問題ないと思われま。

19番 　　番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても問題ないと思われま。

17番 　　番号9番について、譲受人は新規就農者です。習得している農業技術や保有している農機具等からみても問題ないと思われま。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打

ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、太陽光発電設備用地として、現況畑1, 149㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、資材置場拡張用地として、田862㎡の内469㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、簡易宿舍用地として、現況畑852㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、資材置場用地として、田423㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、現況畑1, 149㎡を譲り受け、太陽光発電設備の設置を計画するものです。申請地は第1種農地と思われませんが第1種農地の許可の例外事項、農地法施行令第18条第1項第2号ニに該当するものと思われま。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

14番 番号2番について、田862㎡の内469㎡を借り受け、資材置場を拡張する計画です。既設の資材置場の隣接地にあり、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 番 番号3番について、現況畑852㎡を譲り受け、簡易宿舎を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 1 番 番号4番について、田423㎡を譲り受け、資材置場を計画するものです。既設の資材置場の近隣にあり周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

2 2 番 　番号1番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われま

す。
番号2番と3番について、申請者は同一人です。意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

す。
番号4番から6番までは、申請者が同一人です。意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

議 長 　事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第4号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑1筆を売買したいとのことです。

議 長 　事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号 1 番のあっせん委員に 9 番今井睦子委員、16 番久古浩二委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第 5 号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 5 号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。
あっせん申出番号 1 番のあっせん委員に 9 番今井睦子委員、16 番久古浩二委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について 2 件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 9 件
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について

	4 件
議案第 4 号 農地買受適格証明願について	6 件
議案第 5 号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1 件
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について	2 件
でありました。	

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、平成 27 年 11 月 18 日の匝瑳市農業委員会の定例総
会を閉会いたします。